

契約野菜収入確保モデル事業実施要領

- 平成23年3月31日付け22生産第10948号
農林水産省生産局長通知
- 一部改正 平成24年4月6日付け23生産第5928号
農林水産省生産局長通知
- 一部改正 平成25年5月16日付け24生産第3203号
農林水産省生産局長通知
- 一部改正 平成27年4月10日付け26生産第3242号
農林水産省生産局長通知
- 一部改正 平成29年3月30日付け28生産第2130号
農林水産省生産局長通知
- 一部改正 平成30年3月29日付け29生産第2296号
農林水産省生産局長通知
- 一部改正 平成31年4月1日付け30生産第2389号
農林水産省生産局長通知
- 一部改正 令和2年4月6日付け元生産第1992号
農林水産省生産局長通知

第1 趣旨

加工・業務用野菜について、実需者等から国産野菜を求める動きが顕在化する中、周年安定供給に向けては、加工・業務用需要に対応した契約取引の推進を図ることが重要である。このため、契約特定野菜等安定供給促進事業実施要領（平成14年8月2日付け14生産第3627号農林水産事務次官依命通知。以下「契約特定要領」という。）第2の2による事業として以下の支援措置をモデル事業として実施することとする。

第2 事業の内容等

1 事業の内容

この通知に基づき独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が行う事業（以下「モデル事業」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 出荷調整タイプ

第4の1から3までの者が、実需者等（第5の1に規定する者をいう。以下同じ。）との間で、特定の対象品目の供給に係る契約の締結後に天候その他やむを得ない事由で当該契約を履行するために旬別の契約数量又は契約数量のうち旬別の出荷計画数量を上回る数量の対象野菜の生産を行った場合であって、旬別の出荷計画数量を超過した数量の対象野菜の廃棄等（廃棄すること又は家畜の飼料として提供することをいう。）による出荷調整を行った場合において、第7の5の積立金により収入の減少を補填するときに、当該者に機構が交付金を交付する。

(2) 出荷促進タイプ

第4の1から3までの者が、実需者等との間で、特定の対象品目の供給に係る契約の締結後に卸売市場における当該契約に係る野菜と同一の野菜の取引価格が高騰している場合において、第7の5の積立金により、収入を補填するときに、当該者に機構が交付金を交付する。

(3) 数量確保タイプ

第4の4の者が、実需者等との間で、特定の対象品目の供給に係る契約の締結後に特定の生産者から仕入れる予定であった野菜について、当該生産者から仕入れる数量が減少したときに、当該契約と同一の野菜を確保する必要がある場合であって、当該同一の野菜を卸売市場等から購入して確保した場合に、その確保に要した費用の一部を補うために第7の5の積立金により補う場合に、当該者に機構が交付金を交付する。

2 交付金の区分

モデル事業の交付金は、タイプごとに、1の(1)の出荷調整タイプの交付金は出荷調整交付金、1の(2)の出荷促進タイプの交付金は出荷促進交付金、1の(3)の数量確保タイプの交付金は数量確保交付金とする。

第3 対象品目

モデル事業の対象となる野菜（新たな属性を付加することとならない簡易な処理を行ったものを含む。）の品目（以下「対象品目」という。）は、キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう及びレタスとする。

第4 事業実施主体

モデル事業の事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）は、事業実施及び会計手続を適切に行い得る体制を有し、出荷調整タイプ及び出荷促進タイプにあつては1から3までの者、数量確保タイプにあつては4の者とする。

1 対象品目を生産する者

2 1の者を直接又は間接の構成員とし、対象野菜の契約取引において直接又は間接に販売の委託を受ける農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は事業協同組合若しくは協同組合連合会

3 その他1の者が構成員とし、対象野菜の契約取引において直接又は間接に販売の委託を受ける団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものをいう。）

4 中間事業者（1から3までの者から対象品目を買い受け、その原体又は対象品目を切断し、若しくは切断を行ったうえで1以上の野菜を詰め合わせるなどの加工（すり潰し、塩蔵、加熱及び冷凍等の加工の度合いの大きいものを除く。以下「カット等」という。）を行ったものを他の事業者に販売することを業として行う者をいう。以下同じ。）

第5 モデル事業の対象となる契約等

1 契約の相手方

モデル事業の対象となる実需者等は、次に掲げる者であつて、機構理事長が定める期間に

事業実施主体と対象品目の取引があった者とする。

- (1) 対象品目（カット等を行ったものを含む。）を原料又は材料として使用することにより食品の製造又は加工を行うことを業とする者
- (2) 対象品目（カット等を行ったものを含む。）の小売を業とする者
- (3) 対象品目（カット等を行ったものを含む。）を事業実施主体から買い受けて他の事業者
に販売することを業とする者

2 1にかかわらず、事業実施主体との関係が次の各号に掲げる者は、実需者等としないものとする。

- (1) 事業実施主体の経営を実質的に支配している関係にある者
- (2) 事業実施主体が、経営を実質的に支配している関係にある者
- (3) その他前二号に掲げる場合に準ずるものとして、機構理事長が定める関係にある者

3 対象契約は、原則として書面により行い、当該契約書には、次に掲げる全ての事項を定めるものとする。

- (1) 当該契約の対象となる対象品目の種類
- (2) 当該対象品目の供給の期間（3月末日までに供給の期間が終了するものに限る。以下「契約期間」という。）
- (3) 契約期間内に事業実施主体が実需者等に供給しようとする当該対象品目の数量（以下「契約数量」という。）
- (4) 当該対象品目の価格（消費税に相当する額を除く。出荷促進タイプにあつては、別表2の平均価格の欄に掲げる価格を上回るものを除く。以下「契約価格」という。）

4 数量確保タイプの仕入計画

数量確保タイプの事業実施主体は、第8の1の(1)の事業実施計画の申込区分（第2の1のタイプごとに別表1から別表3までに定める申込区分をいう。以下同じ。）の対象出荷期間（別表1から別表3までの対象出荷期間の欄に掲げる期間をいう。以下同じ。）に係る対象品目を仕入れる仕入先の生産者（事業実施主体との関係が2の各号に掲げる者に該当する者を除く。以下「仕入先生産者」という。）との間の仕入計画（以下「仕入計画」という。）を機構理事長が定めるところにより作成するものとする。

第6 事業実施期間

モデル事業の事業実施期間は、平成23年4月1日から令和5年3月31日までとする。

第7 採択要件

機構理事長は、次に掲げる要件を全て満たす者の中から適当と認める者を採択するものとする。ただし、同一の対象契約について第2の1のタイプの複数を採択することはできない。

- 1 対象契約の対象となる対象品目に関し、当該対象契約の相手方となる実需者等と過去1年間以上の契約取引の実績があること又はこれと同等の当該対象品目に係る安定的な供給体制が構築されていること。
- 2 対象契約の相手方となる実需者等と対象契約を締結していること又は当該実需者等への当該対象品目の供給を開始するまでに対象契約を締結することが確実であると見込まれること。
- 3 対象契約の内容が過去の取引状況及び当年の作付計画又は仕入計画等に照らして確実に履

行されるものであると見込まれること。

- 4 金融機関にモデル事業に係る専用の口座等（これに準ずるものとして機構理事長が定めるものを含む。以下「専用口座」という。）を開設すること。
- 5 モデル事業の実施に必要な積立金（以下単に「積立金」という。）については、専用口座に積立てを行うこと。
- 6 対象契約に基づく対象品目の供給の前までに積立金を積み立てることが確実であると見込まれること。
- 7 機構が実施するモデル事業の検証等に必要な調査に協力すること。

第8 事業実施計画

1 事業実施計画の認定等

- (1) 事業実施主体は、申込区分ごとに機構理事長が定めるところにより作成した事業実施計画を、機構理事長が定める書類を添えて、機構理事長が定める日までに、機構理事長に提出するものとする。
- (2) 機構理事長は（1）により提出された事業実施計画が妥当であると認める場合は、事業実施主体に認定の通知を行なうものとする。

2 事業実施計画の変更

事業実施主体及び機構理事長は、事業実施計画の重要な変更を行う場合には、1に準じてその提出及び認定を行うものとする。

3 重複申請の取扱い

事業実施主体が、機構に提出した1の（1）の事業実施計画に係る契約数量について、指定野菜価格安定対策事業実施要領（平成15年9月29日付け15生産第4157号農林水産事務次官依命通知）第6の1若しくは契約指定野菜安定供給事業実施要領（平成15年9月29日付け15生産第4157号農林水産事務次官依命通知。以下「契約指定要領」という。）第6の2（第7の2及び第8の2で準用する場合を含む。）に係る交付予約又は特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領（昭和51年10月1日付け51食流第5508号農林事務次官依命通知）第3の3(2)若しくは契約特定要領第4の2に係る契約の締結を重複して行うことはできない。また、既に当該交付予約又は当該契約の締結を行っている対象品目の数量について、1の（1）の事業実施計画を機構に提出することはできない。

第9 交付金の交付

- 1 事業実施主体は、第8の1により認定された事業実施計画に基づき、交付金の交付を受けようとする場合は、申込区分ごとに機構理事長が定める日までに機構理事長が定める交付申請書（兼概算払請求書）に機構理事長が定める書類を添えて、機構理事長に提出するものとする。
- 2 機構理事長は1により提出された交付申請書（兼概算払請求書）が妥当であると認める場合は、交付決定を行い、事業実施主体に通知するとともに、速やかに、交付金の概算払いを行うものとする。

第10 実績報告等

- 1 事業実施主体は、事業が終了した時は、機構理事長が定める期日までに交付決定のあった申込区分に係る実績報告書（兼精算払請求書）に機構理事長が定める書類を添えて機構理事長に提出するものとする。
- 2 機構は、機構理事長が定めるところにより、事業実施主体が行う精算払請求等に基づき、適当と認めるものについて、確定した交付金の額を通知するとともに、事業実施主体に対し交付金を交付するものとする。
- 3 機構理事長は、対象契約の内容に適合した履行がされなかったなど、精算払請求等に基づく交付金の交付が不適当と認める場合は、交付金の一部又は全部を交付しないことができるものとする。この場合において、機構理事長はその旨を事業実施主体に通知するものとする。

第11 各タイプごとの交付対象となる数量及び価格

1 出荷調整タイプ

交付金の交付の対象となる申込数量（以下「申込数量」という。）は、第8の1の（1）の事業実施計画の申込区分の対象出荷期間に係る契約数量又は当該対象契約の実需者との過去3年間に於ける当該出荷期間に相当する期間の契約取引数量のうち最も大きい数量のいずれか少ない数量の10分の3を限度とする。

2 出荷促進タイプ

交付金の交付の対象となる申込数量（以下「申込数量」という。）は、第8の1の（1）の事業実施計画の申込区分の対象出荷期間に係る契約数量を限度とする。

3 数量確保タイプ

申込数量は、次の各号に掲げる数量のうちいずれか少ない数量に2分の1を乗じて得た数量を限度とする。

- （1）申込区分の対象出荷期間に係る契約数量（対象品目の重量が当該対象品目の原体となる野菜の重量（以下「原体重量」という。）と異なる場合にあつては、原体重量に換算した数量をいう。以下第13の3の（4）のアにおいて同じ。）
- （2）仕入計画数量（事業実施主体が仕入先生産者から買い受けることを計画している対象品目の国産の数量として各仕入先生産者ごとに仕入計画に記載されている数量の合計又は過去3年間に於ける申込区分に係る対象出荷期間に相当する期間の仕入先生産者から出荷された数量のうち最も大きい数量のうち、いずれか少ない数量をいう。以下同じ。）

第12 各タイプごとの積立金の額

1 出荷調整タイプ

- （1）積立金の額は、申込区分ごとに、出荷調整申込単価に、申込数量及び負担割合を乗じて得た額とする。
- （2）（1）において、出荷調整申込単価は、別表1に定める積立単価又は契約価格に10分の4を乗じて得た額とする。
- （3）（1）において、負担割合は2分の1とする。
- （4）事業実施主体が第8の1の（2）の通知を受けた日から第9の2の通知を受けた日まで、

専用口座の預金額が積立額（第8の1の（1）に定める事業実施計画に記載された事業実施主体者による積立金の額をいう。以下同じ。）を下回ってはならない。

2 出荷促進タイプ

- （1）積立金の額は、申込区分ごとに、出荷促進申込単価に、申込数量及び負担割合を乗じて得た額とする。
- （2）（1）において、出荷促進申込単価は、上限価額（別表2に定める申込区分ごとに、同表の上限価額の欄に掲げる額のうちから事業実施主体が選択する額をいう。以下同じ。）から発動基準額（別表2に定める申込区分ごとに、同表の発動基準額の欄に掲げる額をいう。以下同じ。）を差し引いた額とする。
- （3）（1）において、負担割合は、2分の1とする。
- （4）事業実施主体が第8の1の（2）の通知を受けた日から第9の2の通知を受けた日まで、専用口座の預金額が積立額を下回ってはならない。

3 数量確保タイプ

- （1）積立金の額は、申込区分ごとに、数量確保申込単価に、申込数量及び負担割合を乗じて得た額とする。
- （2）（1）において、数量確保申込単価は、購入限度価額（仕入計画数量について加重平均した取引予定価格（消費税に相当する額を除く。以下「取引予定価格」という。）に限度率（100分の150、100分の200及び100分の300のうちから、事業実施主体が選択する率をいう。）を乗じて得た額をいう。第13の3の（8）のウにおいて同じ。）から取引予定価格を差し引いて得た額に0.9を乗じて得た額とする。
- （3）（1）において、負担割合は2分の1とする。
- （4）事業実施主体が第8の1の（2）の通知を受けた日から第9の2の通知を受けた日まで、専用口座の預金額が積立額を下回ってはならない。

第13 交付金の額等

1 出荷調整タイプ

- （1）事業実施主体への機構からの出荷調整交付金の交付は、申込区分ごとに、対象出荷期間に対象契約により出荷した対象品目と同一の対象品目の当該期間における平均取引価額が、発動基準額を下回った場合において、当該旬又は翌旬に出荷調整を行った場合に行うものとする。
- （2）（1）の出荷調整交付金の額は、申込区分ごとに、旬ごとの交付対象出荷調整数量に出荷調整交付金単価及び負担割合を乗じて得た額の合計額と交付決定額（ただし、事業実施主体が第8の1の（2）の通知を受けた日から第9の2の通知を受けた日までの間において、8の1の（2）で認定を受けた事業実施計画における積立額を下回ったと認められた場合には、当該積立金の額が最も少なかったときの額とする。以下同じ。）のいずれか低い額（当該額が0を下回る場合にあつては、0）とする。
- （3）（2）において、交付対象出荷調整数量は、次の算式により算出するものとする。ただし、当該算定結果が、事業実施主体が出荷調整を実施した当該対象野菜の数量（以下「出荷調整実績数量」という。）を上回った場合は、当該出荷調整実績数量を交付対象出

荷調整数量とする。

$$(A+B+C) \times D \div (D+E) - B$$

Aは、当該旬に個別契約によらないで卸売市場に出荷した対象野菜の数量

Bは、当該旬に個別契約の実需者等に出荷した対象野菜の数量

Cは、当該旬の出荷調整実績数量

Dは、当該旬の旬別契約等数量

Eは、当該旬に個別契約によらないで卸売市場に出荷することを計画していた数量

- (4) (2)において、出荷調整交付金単価は、別表に定める積立単価又は契約価格の10分の4相当のいずれか低い額とします。

2 出荷促進タイプ

- (1) 事業実施主体への機構からの出荷促進交付金の交付は、申込区分ごとに、事業実施主体が対象出荷期間に対象契約により出荷した対象品目と同一の対象品目の当該期間における平均取引価額が、発動基準額を上回った場合に行うものとする。ただし、事業実施主体が申込区分に係る対象出荷期間に対象契約に基づき対象品目を出荷した旬別の数量（以下「旬別出荷数量」という。）の合計が対象出荷期間に係る契約数量に0.7を乗じて得た数量未満の場合については、この限りでない。

- (2) (1) の出荷促進交付金の額は、申込区分ごとに、旬ごとの交付対象取引数量に出荷促進交付金単価及び負担割合を乗じて得た額の合計額と交付決定額のいずれか低い額とする。

- (3) (2) において、交付対象取引数量は、次の各号に掲げる場合ごとに、それぞれ当該各号に定める数量とする。

ア 旬別出荷数量の合計が、申込数量以下の場合 旬別出荷数量

イ 旬別出荷数量の合計が、申込数量を上回る場合 旬別出荷数量を旬別出荷数量の合計で除して得た割合に申込数量を乗じて得た数量

- (4) (2) において、出荷促進交付金単価は、申込区分ごとに旬別に算出する額であって、次の各号に掲げる場合ごとに、それぞれ当該各号に定める額とする。

ア 平均取引価額が上限価額以下の場合 平均取引価額から発動基準額を差し引いた額

イ 平均取引価額が上限価額を上回る場合 上限価額から発動基準額を差し引いた額

3 数量確保タイプ

- (1) 事業実施主体への機構からの数量確保交付金の交付は、申込区分ごとに、事業実施主体が対象出荷期間に対象契約により出荷した対象品目と同一の対象品目の当該期間における平均取引価額が、指標価額（別表3に定める申込区分ごとに、同表の指標価額の欄に掲げる額をいう。以下同じ。）を上回った場合であって、仕入先生産者からの供給量が不足し、当該平均取引価額に係る旬に対象契約を履行するために卸売市場等から国産の野菜を充当した場合に行うものとする。

- (2) (1) の数量確保交付金の額は、申込区分ごとに、旬ごとの交付対象取引数量に数量確保交付金単価及び負担割合を乗じて得た額の合計額と交付決定額のいずれか低い額とする。

- (3) (2) において、交付対象取引数量は、(1) の平均取引価額が指標価額を上回った旬（以下「発動旬」という。）の契約出荷数量に調達割合を乗じて得た数量（以下「旬別充当数量」という。）とする。ただし、旬別充当数量の合計が申込数量を上回る場合の交付対象取引数量は、旬別充当数量を旬別充当数量の合計で除して得た割合に申込数量を乗じ

- て得た数量とする。
- (4) (3)において、契約出荷数量は、発動句ごとの数量とし、次の各号に掲げる数量のうちいずれか少ない数量とする。
- ア 旬別出荷計画数量（第11の3の(1)の申込区分の対象出荷期間に係る契約数量のうち旬別の出荷計画数量（第8の1の(1)の書類に記載された数量をいう。）をいう。）
- イ 事業実施主体が申込区分に係る対象出荷期間に対象契約に基づき対象品目を出荷した数量（当該数量が、原体重量と異なる場合にあっては、原体重量に換算した数量）
- (5) (3)において、調達割合は、調達数量を事業実施主体における対象品目の全ての仕入数量（仕入先生産者からの仕入数量（各仕入先生産者から各仕入計画数量以上の出荷があった場合であって、対象契約を履行するために各仕入計画数量を超えて購入した数量が各取引予定価格よりも高い場合は、当該各仕入計画数量を超えて購入したもの（以下「計画超過分」という。）を除く。以下同じ。）と仕入先生産者以外からの国産仕入数量（計画超過分を含む。）の合計をいう。）で除して得た割合とする。
- (6) (5)において、調達数量は、次の各号に掲げる数量のうちいずれか少ない数量とする。
- ア 旬別仕入計画数量（仕入計画数量のうち旬別の数量として第8の1の(1)の書類に記載された数量をいう。）から仕入先生産者からの仕入数量を差し引いて得た数量
- イ 仕入先生産者以外から購入した国産の対象品目の数量（計画超過分を含む。）
- (7) (2)において、数量確保交付金単価は、申込区分ごとに発動句ごとの数量確保価格から取引予定価格を差し引いた額に0.9を乗じて得た額とする。
- (8) (7)において、数量確保価格は次の各号に掲げる額のうち最も低い額とする。
- ア 調達価格（仕入先生産者以外から購入した国産の対象品目（計画超過分を含む。）の加重平均価格（消費税に相当する額を除く。）をいう。）
- イ 平均取引価額
- ウ 購入限度価額

第14 報告

- 1 機構理事長は、毎年度のモデル事業の実施状況、効果及び課題等について調査及び検証を行い、別紙様式により報告書を作成し、翌年度の6月末までに生産局長に報告するものとする。
- 2 生産局長は、この事業の円滑な推進を図るために必要な事項について、機構理事長及び事業実施主体から報告を徴することができるものとする。
- 3 機構理事長は、必要があると認めるときは、事業実施主体の業務の状況、交付金の交付のための措置について報告を徴し、調査し、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めることができる。
- 4 機構理事長は、3で求めた報告の徴収、調査の実施等の結果により、事業実施主体が交付金を不正に受給していると判断した場合には、当該事業実施主体の公表、交付金の返還等の措置を講じることができる。

第15 交付の対象となる経費

- 1 本事業の対象となる経費は、モデル事業に要する経費とし、補助率は定額とする。
- 2 交付限度額は、1 事業実施主体の申込区分ごとに第4の1の者にあつては、750万円、同2から4までの者にあつては、1,500万円とする。ただし、事業実施主体が複数のタイプについて交付申請した場合には、第2の1のタイプごとに交付限度額まで交付を受けることができる。

第16 その他

- 1 事業実施主体は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）その他野菜生産における関係法令を遵守するものとする。
- 2 モデル事業の適正な実施を図るため、機構理事長又は第4の2に該当する事業実施主体は、第4の1に該当する事業実施主体又は第4の2に該当する事業実施主体の構成員の同意を得た上で、農業保険法第175条に規定する農業経営収入保険事業を行うことができる全国の区域をその区域とする農業共済組合連合会等への必要な情報の提供に努めるものとする。
- 3 第4の1及び3の事業実施主体及び第4の2の事業実施主体の構成員が園芸施設を設置した上で対象品目を生産する場合には、機構理事長にあつては第4の1及び3の事業実施主体、第4の2の事業実施主体にあつては当該構成員に対し、農業保険法に基づく園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。）への積極的な加入を促すことにより、経営の安定が図られるよう努めるものとする。
- 4 「農業の「働き方改革」経営者向けガイド（以下、「働き方改革ガイド」という。）」の趣旨を踏まえ、機構理事長にあつては第4の1及び3の事業実施主体、第4の2の事業実施主体にあつては当該構成員に対し、働き方改革ガイドに準拠するよう促すことにより、農業における働き方が適正に行われるよう努めるものとする。
- 5 この通知に定めるもののほか、モデル事業の実施に必要な事項については、生産局長及び機構理事長が別に定めるところによるものとする。

附 則（平成23年3月31日付け22生産第10948号）

この通知は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月6日付け23生産第5928号）

- 1 この通知による改正は、平成24年4月6日から施行する。
- 2 機構理事長が、平成23年12月31日までに第8の1の（5）の認定積立金額を通知した事業実施主体に係る交付対象取引数量及び交付対象取引価格については、なお、従前の例による。

附 則（平成25年5月16日付け24生産第3203号）

- 1 この通知は、平成25年5月16日から施行する。
- 2 平成24年12月31日までに本通知改正前（以下「旧通知」という。）の第8の1の（5）の認定積立金額を通知した事業実施主体に対する旧通知第2のモデル事業に係る規定は、なお、従前の例による。

附 則（平成27年 4月10日付け26生産第3242号）

- 1 この通知による改正は、平成27年 4月10日から施行する。
- 2 機構理事長が、平成26年 3月 1日までに第 8の 1の（2）の交付決定を通知した事業実施主体については、本通知改正前の第11並びに別表 2 及び別表 3 を適用する。

附 則（平成29年 3月30日付け28生産第2130号）

この通知による改正は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則（平成30年 3月29日付け29生産第2296号）

- 1 この通知による改正は、平成30年 4月 1日から施行する。
- 2 第11の 1の（5）及び第14の 1の（3）は、対象出荷期間に平成31年 1月 1日以後が含まれる申込区分から適用する。
- 3 第15の 1の（4）は、第 8の 1の（1）の交付申請が、働き方改革ガイドラインの策定より後である申込区分から適用する。
- 4 機構理事長が、平成30年 3月 1日までに第 8の 1の（2）の交付決定を通知した事業実施主体については、本通知改正前の別表 2 及び別表 3 を適用する。

附 則（平成31年 4月 1日付け30生産第2389号）

- 1 この通知による改正は、平成31年 4月 1日から施行する。
- 2 平成31年 3月31日までに、本通知改正前の第 8の 1の（2）の交付決定を通知した事業実施主体については、本通知改正前の規定を適用する。

附 則（令和 2年 4月 6日付け元生産第1992号）

この通知による改正は、令和 2年 4月 6日から施行する。

別表1-1 (出荷調整タイプ)

申 込 区 分		積立単価	発動基準額	平均価額
対 象 品 目	対 象 出 荷 期 間	(kg当たり)	(kg当たり)	(kg当たり)
		円 銭	円 銭	円 銭
キ ャ ベ ツ	4月1日から5月20日まで	34.32	60.06	85.80
同 上	5月21日から6月30日まで	28.39	49.68	70.97
同 上	7月1日から10月31日まで	32.34	56.59	80.84
き ゅ う り	5月1日から6月30日まで	95.26	166.71	238.16
同 上	7月1日から9月30日まで	77.98	136.46	194.94
同 上	10月1日から11月30日まで	94.77	165.85	236.93
さ と い も	6月1日から7月31日まで	128.29	224.50	320.72
同 上	8月1日から9月30日まで	95.98	167.97	239.95
同 上	10月1日から12月31日まで	84.04	147.06	210.09
だ い こ ん	4月1日から6月30日まで	32.53	56.93	81.33
同 上	7月1日から9月30日まで	38.77	67.84	96.92
同 上	10月1日から12月31日まで	27.98	48.97	69.96
たまねぎ 即売もの (対象出荷期間開始前において貯蔵の過程を経ないで出荷されたもの)	4月1日から4月30日まで	38.32	67.06	95.80
同 上	5月1日から6月30日まで	34.37	60.15	85.93
た ま ね ぎ	7月1日から10月31日まで	41.07	71.87	102.67
たまねぎ 即売もの (対象出荷期間開始前において貯蔵の過程を経ないで出荷されたもの)	8月1日から12月31日まで	32.62	57.08	81.54
ト マ ト (ミニトマトを除く)	5月1日から6月30日まで	125.67	219.93	314.18
ト マ ト (ミニトマト)	同 上	213.96	374.42	534.89
ト マ ト (ミニトマトを除く)	7月1日から9月30日まで	103.77	181.59	259.42
ト マ ト (ミニトマト)	同 上	193.76	339.07	484.39
ト マ ト (ミニトマトを除く)	10月1日から11月30日まで	111.12	194.47	277.81
ト マ ト (ミニトマト)	同 上	227.08	397.40	567.71
な す	5月1日から6月30日まで	127.12	222.46	317.80
同 上	7月1日から9月30日まで	112.12	196.22	280.31
同 上	10月1日から11月30日まで	100.78	176.37	251.96
に ん じ ん	4月1日から5月31日まで	57.66	100.91	144.16
同 上	6月1日から7月31日まで	52.97	92.69	132.42
同 上	8月1日から10月31日まで	51.11	89.44	127.77
ね ぎ	4月1日から6月30日まで	117.84	206.22	294.60
ね ぎ (青ねぎ)	同 上	143.10	250.42	357.74
ね ぎ (こねぎ)	同 上	239.48	419.08	598.69

ねぎ	7月1日から9月30日まで	118.98	208.22	297.46
ねぎ(青ねぎ)	同上	218.78	382.87	546.96
ねぎ(こねぎ)	同上	376.14	658.25	940.36
ねぎ	10月1日から12月31日まで	62.80	109.91	157.01
ねぎ (はく皮して調製したものに 限る。)	同上	107.35	187.87	268.38
ねぎ (青ねぎ)	同上	211.95	370.92	529.88
ねぎ (こねぎ)	同上	318.38	557.16	795.94
はくさい	4月1日から6月30日まで	27.12	47.46	67.80
同上	7月1日から8月10日まで	30.83	53.95	77.07
同上	8月11日から9月30日まで	36.06	63.10	90.14
同上	10月1日から10月31日まで	26.62	46.59	66.56
ばれいしょ 即売もの (対象出荷期間開始前において貯蔵の過程を経ないで出荷されたもの)	4月1日から6月30日まで	58.12	101.72	145.31
ばれいしょ	7月1日から9月30日まで	46.84	81.97	117.10
同上	10月1日から12月31日まで	36.93	64.63	92.33
ピーマン	4月1日から5月31日まで	195.49	342.11	488.73
同上	6月1日から7月31日まで	123.14	215.50	307.86
同上	8月1日から10月31日まで	111.22	194.64	278.05
ほうれんそう	4月1日から6月30日まで	157.28	275.25	393.21
同上	7月1日から9月30日まで	253.99	444.48	634.97
同上	10月1日から12月31日まで	172.53	301.93	431.33
レタス(結球)	4月1日から5月31日まで	63.72	111.50	159.29
レタス(非結球)	同上	101.09	176.90	252.72
レタス(結球)	6月1日から7月31日まで	49.22	86.14	123.06
レタス(非結球)	同上	88.05	154.09	220.13
レタス(結球)	8月1日から10月31日まで	66.89	117.05	167.22
レタス(非結球)	同上	109.04	190.83	272.61

(注) ばれいしょについては、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年6月2日法律第109号)の対象となるでん粉原料用のものを除く。

別表1-2 (出荷調整タイプ)

申 込 区 分		積立単価	発動基準額	平均価額
対 象 品 目	対 象 出 荷 期 間	(kg当たり)	(kg当たり)	(kg当たり)
		円 銭	円 銭	円 銭
キ ャ ベ ツ	11月1日から12月31日まで	29.44	51.51	73.59
同 上	1月1日から3月31日まで	35.72	62.50	89.29
き ゆ う り	11月21日から12月31日まで	173.49	303.60	433.72
同 上	1月1日から 2月28日又は2月29日まで	138.38	242.17	345.95
同 上	3月1日から3月31日まで	125.00	218.74	312.49
さ と い も	1月1日から3月31日まで	87.42	152.99	218.56
だ い こ ん	1月1日から3月31日まで	31.85	55.73	79.62
たまねぎ 即売もの (対象出荷期間開始前において貯蔵の過程を経ないで出荷されたもの)	1月1日から3月31日まで	32.85	57.49	82.13
たまねぎ 貯蔵もの (対象出荷期間開始前において貯蔵の過程を経て出荷されたもの)	11月1日から12月31日まで	59.34	103.85	148.36
同 上	1月1日から3月31日まで	63.16	110.52	157.89
ト マ ト (ミニトマトを除く)	12月1日から12月31日まで	156.16	273.28	390.40
ト マ ト (ミニトマト)	同 上	245.46	429.56	613.65
ト マ ト (ミニトマトを除く)	1月1日から 2月28日又は2月29日まで	143.96	251.93	359.90
ト マ ト (ミニトマト)	同 上	259.79	454.64	649.48
ト マ ト (ミニトマトを除く)	3月1日から3月31日まで	138.56	242.49	346.41
ト マ ト (ミニトマト)	同 上	234.10	409.68	585.26
な す	12月1日から12月31日まで	170.87	299.03	427.18
同 上	1月1日から 2月28日又は2月29日まで	158.08	276.65	395.21
同 上	3月1日から3月31日まで	150.06	262.61	375.15
に ん じ ん	11月1日から12月31日まで	40.32	70.56	100.80
にんじん (金時)	同 上	96.02	168.04	240.06
に ん じ ん	1月1日から3月31日まで	41.49	72.60	103.72
にんじん (金時)	同 上	80.48	140.84	201.20
ね ぎ	1月1日から3月31日まで	53.72	94.01	134.30
ねぎ (はく皮して調製したものに限る。)	同 上	114.30	200.02	285.74
ね ぎ (青ねぎ)	同 上	199.57	349.24	498.92
ね ぎ (こねぎ)	同 上	279.52	489.17	698.81
は く さ い	11月1日から12月31日まで	18.55	32.47	46.38
同 上	1月1日から3月31日まで	26.41	46.22	66.03

ば れ い し ょ	1月1日から3月31日まで	41.54	72.70	103.85
ばれいしょ 即売もの (対象出荷期間開始前において貯蔵の過程を経ないで出荷されたもの)	同 上	57.54	100.69	143.84
ピ ー マ ン	11月1日から12月31日まで	118.46	207.30	296.14
同 上	1月1日から3月31日まで	154.48	270.34	386.20
ほ う れ ん そ う	1月1日から3月31日まで	148.84	260.47	372.10
レタス (結球)	11月1日から11月30日まで	58.61	102.57	146.53
レタス (非結球)	同 上	96.41	168.72	241.03
レタス (結球)	12月1日から12月31日まで	84.54	147.95	211.36
レタス (非結球)	同 上	120.71	211.24	301.77
レタス (結球)	1月1日から 2月28日又は2月29日まで	92.74	162.30	231.86
レタス (非結球)	同 上	145.54	254.69	363.84
レタス (結球)	3月1日から3月31日まで	73.53	128.68	183.83
レタス (非結球)	同 上	118.64	207.61	296.59

(注) ばれいしょについては、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年6月2日法律第109号）の対象となるでん粉原料用のものを除く。

別表2-1 (出荷促進タイプ)

申 込 区 分		上限価額			発動基準額	平均価格
対 象 品 目	対 象 出 荷 期 間	(kg当たり)			(kg当たり)	(kg当たり)
		円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
キ ャ ベ ツ	4月1日から5月20日まで	128.70	154.44	171.60	111.54	85.80
同 上	5月21日から6月30日まで	106.46	127.75	141.94	85.16	70.97
同 上	7月1日から10月31日まで	121.26	145.51	161.68	97.01	80.84
き ゅ う り	5月1日から6月30日まで	357.24	428.69	476.32	309.61	238.16
同 上	7月1日から9月30日まで	292.41	350.89	389.88	253.42	194.94
同 上	10月1日から11月30日まで	355.40	426.47	473.86	308.01	236.93
さ と い も	6月1日から7月31日まで	481.08	577.30	641.44	416.94	320.72
同 上	8月1日から9月30日まで	359.93	431.91	479.90	311.94	239.95
同 上	10月1日から12月31日まで	315.14	378.16	420.18	273.12	210.09
だ い こ ん	4月1日から6月30日まで	122.00	146.39	162.66	89.46	81.33
同 上	7月1日から9月30日まで	145.38	174.46	193.84	106.61	96.92
同 上	10月1日から12月31日まで	104.94	125.93	139.92	90.95	69.96
たまねぎ 即売もの (対象出荷期間開始前 において貯蔵の過程を 経ないで出荷されたもの)	4月1日から4月30日まで	143.70	172.44	191.60	124.54	95.80
同 上	5月1日から6月30日まで	128.90	154.67	171.86	111.71	85.93
た ま ね ぎ	7月1日から10月31日まで	154.01	184.81	205.34	133.47	102.67
たまねぎ 即売もの (対象出荷期間開始前 において貯蔵の過程を 経ないで出荷されたもの)	8月1日から12月31日まで	122.31	146.77	163.08	106.00	81.54
ト マ ト (ミニトマトを除く)	5月1日から6月30日まで	471.27	565.52	628.36	408.43	314.18
ト マ ト (ミニトマト)	同 上	802.34	962.80	1069.78	641.87	534.89
ト マ ト (ミニトマトを除く)	7月1日から9月30日まで	389.13	466.96	518.84	337.25	259.42
ト マ ト (ミニトマト)	同 上	726.59	871.90	968.78	629.71	484.39
ト マ ト (ミニトマトを除く)	10月1日から11月30日まで	416.72	500.06	555.62	361.15	277.81
ト マ ト (ミニトマト)	同 上	851.57	1021.88	1135.42	738.02	567.71
な す	5月1日から6月30日まで	476.70	572.04	635.60	381.36	317.80
同 上	7月1日から9月30日まで	420.47	504.56	560.62	364.40	280.31
同 上	10月1日から11月30日まで	377.94	453.53	503.92	327.55	251.96
に ん じ ん	4月1日から5月31日まで	216.24	259.49	288.32	172.99	144.16
同 上	6月1日から7月31日まで	198.63	238.36	264.84	145.66	132.42
同 上	8月1日から10月31日まで	191.66	229.99	255.54	140.55	127.77
ね ぎ	4月1日から6月30日まで	441.90	530.28	589.20	382.98	294.60
ね ぎ (青ねぎ)	同 上	536.61	643.93	715.48	393.51	357.74
ね ぎ (こねぎ)	同 上	898.04	1077.64	1197.38	658.56	598.69

ね ぎ	7月1日から9月30日まで	446.19	535.43	594.92	386.70	297.46
ね ぎ (青ねぎ)	同 上	820.44	984.53	1093.92	601.66	546.96
ね ぎ (こねぎ)	同 上	1410.54	1692.65	1880.72	1,034.40	940.36
ね ぎ	10月1日から12月31日まで	235.52	282.62	314.02	204.11	157.01
ねぎ (はく皮して調製した ものに限る。)	同 上	402.57	483.08	536.76	348.89	268.38
ね ぎ (青ねぎ)	同 上	794.82	953.78	1059.76	688.84	529.88
ね ぎ (こねぎ)	同 上	1193.91	1432.69	1591.88	955.13	795.94
は く さ い	4月1日から6月30日まで	101.70	122.04	135.60	74.58	67.80
同 上	7月1日から8月10日まで	115.61	138.73	154.14	84.78	77.07
同 上	8月11日から9月30日まで	135.21	162.25	180.28	108.17	90.14
同 上	10月1日から10月31日まで	99.84	119.81	133.12	86.53	66.56
ばれいしょ 即売もの (対象出荷期間開始前 において貯蔵の過程を 経ないで出荷されたもの)	4月1日から6月30日まで	217.97	261.56	290.62	188.90	145.31
ば れ い し ょ	7月1日から9月30日まで	175.65	210.78	234.20	152.23	117.10
同 上	10月1日から12月31日まで	138.50	166.19	184.66	101.56	92.33
ピ ー マ ン	4月1日から5月31日まで	733.10	879.71	977.46	635.35	488.73
同 上	6月1日から7月31日まで	461.79	554.15	615.72	400.22	307.86
同 上	8月1日から10月31日まで	417.08	500.49	556.10	361.47	278.05
ほうれんそう	4月1日から6月30日まで	589.82	707.78	786.42	511.17	393.21
同 上	7月1日から9月30日まで	952.46	1142.95	1269.94	825.46	634.97
同 上	10月1日から12月31日まで	647.00	776.39	862.66	560.73	431.33
レタス (結球)	4月1日から5月31日まで	238.94	286.72	318.58	175.22	159.29
レタス (非結球)	同 上	379.08	454.90	505.44	277.99	252.72
レタス (結球)	6月1日から7月31日まで	184.59	221.51	246.12	135.37	123.06
レタス (非結球)	同 上	330.20	396.23	440.26	242.14	220.13
レタス (結球)	8月1日から10月31日まで	250.83	301.00	334.44	183.94	167.22
レタス (非結球)	同 上	408.92	490.70	545.22	327.13	272.61

(注) ばれいしょについては、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年6月2日法律第109号)の対象となるでん粉原料用のものを除く。

別表２－２（出荷促進タイプ）

申 込 区 分		上 限 価 額			発 動 基 準 額	平 均 価 格
対 象 品 目	対 象 出 荷 期 間	(kg当たり)			(kg当たり)	(kg当たり)
		円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
キャベツ	11月1日から12月31日まで	110.39	132.46	147.18	95.67	73.59
同 上	1月1日から3月31日まで	133.94	160.72	178.58	116.08	89.29
きゅうり	11月21日から12月31日まで	650.58	780.70	867.44	563.84	433.72
同 上	1月1日から 2月28日又は2月29日まで	518.93	622.71	691.90	449.74	345.95
同 上	3月1日から3月31日まで	468.74	562.48	624.98	406.24	312.49
さといも	1月1日から3月31日まで	327.84	393.41	437.12	284.13	218.56
だいこん	1月1日から3月31日まで	119.43	143.32	159.24	103.51	79.62
たまねぎ 即売もの (対象出荷期間開始前 において貯蔵の過程を 経ないで出荷されたもの)	1月1日から3月31日まで	123.20	147.83	164.26	106.77	82.13
たまねぎ 貯蔵もの (対象出荷期間開始前 において貯蔵の過程を 経て出荷されたもの)	11月1日から12月31日まで	222.54	267.05	296.72	192.87	148.36
同 上	1月1日から3月31日まで	236.84	284.20	315.78	205.26	157.89
トマト (ミニトマトを除く)	12月1日から12月31日まで	585.60	702.72	780.80	507.52	390.40
トマト (ミニトマト)	同 上	920.48	1104.57	1227.30	797.75	613.65
トマト (ミニトマトを除く)	1月1日から 2月28日又は2月29日まで	539.85	647.82	719.80	467.87	359.90
トマト (ミニトマト)	同 上	974.22	1169.06	1298.96	844.32	649.48
トマト (ミニトマトを除く)	3月1日から3月31日まで	519.62	623.54	692.82	450.33	346.41
トマト (ミニトマト)	同 上	877.89	1053.47	1170.52	760.84	585.26
なす	12月1日から12月31日まで	640.77	768.92	854.36	555.33	427.18
同 上	1月1日から 2月28日又は2月29日まで	592.82	711.38	790.42	513.77	395.21
同 上	3月1日から3月31日まで	562.73	675.27	750.30	412.67	375.15
にんじん	11月1日から12月31日まで	151.20	181.44	201.60	131.04	100.80
にんじん(金時)	同 上	360.09	432.11	480.12	312.08	240.06
にんじん	1月1日から3月31日まで	155.58	186.70	207.44	134.84	103.72
にんじん(金時)	同 上	301.80	362.16	402.40	261.56	201.20
ねぎ	1月1日から3月31日まで	201.45	241.74	268.60	174.59	134.30
ねぎ (はく皮して調製した ものに限る。)	同 上	428.61	514.33	571.48	371.46	285.74
ねぎ (青ねぎ)	同 上	748.38	898.06	997.84	648.60	498.92
ねぎ (こねぎ)	同 上	1048.22	1257.86	1397.62	908.45	698.81
はくさい	11月1日から12月31日まで	69.57	83.48	92.76	60.29	46.38
同 上	1月1日から3月31日まで	99.05	118.85	132.06	72.63	66.03
ばれいしょ	1月1日から3月31日まで	155.78	186.93	207.70	114.24	103.85

ばれいしょ 即売もの (対象出荷期間開始前 において貯蔵の過程を 経ないで出荷されたも の)	同 上	215.76	258.91	287.68	158.22	143.84
ピーマン	11月1日から12月31日まで	444.21	533.05	592.28	384.98	296.14
同 上	1月1日から3月31日まで	579.30	695.16	772.40	502.06	386.20
ほうれんそう	1月1日から3月31日まで	558.15	669.78	744.20	483.73	372.10
レタス(結球)	11月1日から11月30日まで	219.80	263.75	293.06	190.49	146.53
レタス(非結球)	同 上	361.55	433.85	482.06	313.34	241.03
レタス(結球)	12月1日から12月31日まで	317.04	380.45	422.72	274.77	211.36
レタス(非結球)	同 上	452.66	543.19	603.54	392.30	301.77
レタス(結球)	1月1日から 2月28日又は2月29日まで	347.79	417.35	463.72	301.42	231.86
レタス(非結球)	同 上	545.76	654.91	727.68	472.99	363.84
レタス(結球)	3月1日から3月31日まで	275.75	330.89	367.66	220.60	183.83
レタス(非結球)	同 上	444.89	533.86	593.18	385.57	296.59
(注) ばれいしょについては、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年6月2日法律第109号)の対象となるでん粉原料用のものを除く。						

別表3-1 (数量確保タイプ)

申 込 区 分		指標価額 (kg当たり)
対 象 品 目	対 象 出 荷 期 間	
キ ャ ベ ツ	4月1日から5月20日まで	円 銭 111.54
同 上	5月21日から6月30日まで	85.16
同 上	7月1日から10月31日まで	97.01
き ゆ う り	5月1日から6月30日まで	309.61
同 上	7月1日から9月30日まで	253.42
同 上	10月1日から11月30日まで	308.01
さ と い も	6月1日から7月31日まで	416.94
同 上	8月1日から9月30日まで	311.94
同 上	10月1日から12月31日まで	273.12
だ い こ ん	4月1日から6月30日まで	89.46
同 上	7月1日から9月30日まで	106.61
同 上	10月1日から12月31日まで	90.95
たまねぎ 即売もの (対象出荷期間開始前において貯蔵の過程を経ないで出荷されたもの)	4月1日から4月30日まで	124.54
同 上	5月1日から6月30日まで	111.71
た ま ね ぎ	7月1日から10月31日まで	133.47
たまねぎ 即売もの (対象出荷期間開始前において貯蔵の過程を経ないで出荷されたもの)	8月1日から12月31日まで	106.00
ト マ ト (ミニトマトを除く)	5月1日から6月30日まで	408.43
ト マ ト (ミニトマト)	同 上	641.87
ト マ ト (ミニトマトを除く)	7月1日から9月30日まで	337.25
ト マ ト (ミニトマト)	同 上	629.71
ト マ ト (ミニトマトを除く)	10月1日から11月30日まで	361.15
ト マ ト (ミニトマト)	同 上	738.02
な す	5月1日から6月30日まで	381.36
同 上	7月1日から9月30日まで	364.40
同 上	10月1日から11月30日まで	327.55
に ん じ ん	4月1日から5月31日まで	172.99
同 上	6月1日から7月31日まで	145.66
同 上	8月1日から10月31日まで	140.55
ね ぎ	4月1日から6月30日まで	382.98

ね ぎ (青 ね ぎ)	同 上	393.51
ね ぎ (こ ね ぎ)	同 上	658.56
ね ぎ	7月1日から9月30日まで	386.70
ね ぎ (青 ね ぎ)	同 上	601.66
ね ぎ (こ ね ぎ)	同 上	1034.40
ね ぎ	10月1日から12月31日まで	204.11
ね (はく皮して調製したものに 限る。)	同 上	348.89
ね (青 ね ぎ)	同 上	688.84
ね (こ ね ぎ)	同 上	955.13
は く さ い	4月1日から6月30日まで	74.58
同 上	7月1日から8月10日まで	84.78
同 上	8月11日から9月30日まで	108.17
同 上	10月1日から10月31日まで	86.53
ばれいしよ 即売もの (対象出荷期間開始前において 貯蔵の過程を経ないで出荷 されたもの)	4月1日から6月30日まで	188.90
ば れ い し よ	7月1日から9月30日まで	152.23
同 上	10月1日から12月31日まで	101.56
ピ ー マ ン	4月1日から5月31日まで	635.35
同 上	6月1日から7月31日まで	400.22
同 上	8月1日から10月31日まで	361.47
ほ う れ ん そ う	4月1日から6月30日まで	511.17
同 上	7月1日から9月30日まで	825.46
同 上	10月1日から12月31日まで	560.73
レ タ ス (結 球)	4月1日から5月31日まで	175.22
レ タ ス (非 結 球)	同 上	277.99
レ タ ス (結 球)	6月1日から7月31日まで	135.37
レ タ ス (非 結 球)	同 上	242.14
レ タ ス (結 球)	8月1日から10月31日まで	183.94
レ タ ス (非 結 球)	同 上	327.13

(注) ばれいしよについては、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年6月2日法律第109号)の対象となるでん粉原料用のものを除く。

別表3-2 (数量確保タイプ)

申 込 区 分		指標価額 (kg当たり)
対 象 品 目	対 象 出 荷 期 間	
キ ャ ベ ツ	11月1日から12月31日まで	円 銭 95.67
同 上	1月1日から3月31日まで	116.08
き ゆ う り	11月21日から12月31日まで	563.84
同 上	1月1日から 2月28日又は2月29日まで	449.74
同 上	3月1日から3月31日まで	406.24
さ と い も	1月1日から3月31日まで	284.13
だ い こ ん	1月1日から3月31日まで	103.51
たまねぎ 即売もの (対象出荷期間開始前において貯蔵の過程を経ないで出荷されたもの)	1月1日から3月31日まで	106.77
たまねぎ 貯蔵もの (対象出荷期間開始前において貯蔵の過程を経て出荷されたもの)	11月1日から12月31日まで	192.87
同 上	1月1日から3月31日まで	205.26
ト マ ト (ミニトマトを除く)	12月1日から12月31日まで	507.52
ト マ ト (ミニトマト)	同 上	797.75
ト マ ト (ミニトマトを除く)	1月1日から 2月28日又は2月29日まで	467.87
ト マ ト (ミニトマト)	同 上	844.32
ト マ ト (ミニトマトを除く)	3月1日から3月31日まで	450.33
ト マ ト (ミニトマト)	同 上	760.84
な す	12月1日から12月31日まで	555.33
同 上	1月1日から 2月28日又は2月29日まで	513.77
同 上	3月1日から3月31日まで	412.67
に ん じ ん	11月1日から12月31日まで	131.04
に ん じ ん (金時)	同 上	312.08
に ん じ ん	1月1日から3月31日まで	134.84
に ん じ ん (金時)	同 上	261.56
ね ぎ	1月1日から3月31日まで	174.59
ね ぎ (はく皮して調製したものに 限る。)	同 上	371.46
ね ぎ (青ねぎ)	同 上	648.60
ね ぎ (こねぎ)	同 上	908.45
は く さ い	11月1日から12月31日まで	60.29

同 上	1月1日から3月31日まで	72.63
ば れ い し ょ	1月1日から3月31日まで	114.24
ば れ い し ょ 即 売 も の (対象出荷期間開始前において貯蔵の過程を経ないで出荷されたもの)	同 上	158.22
ピ ー マ ン	11月1日から12月31日まで	384.98
同 上	1月1日から3月31日まで	502.06
ほ う れ ん そ う	1月1日から3月31日まで	483.73
レ タ ス (結 球)	11月1日から11月30日まで	190.49
レ タ ス (非 結 球)	同 上	313.34
レ タ ス (結 球)	12月1日から12月31日まで	274.77
レ タ ス (非 結 球)	同 上	392.30
レ タ ス (結 球)	1月1日から 2月28日又は2月29日まで	301.42
レ タ ス (非 結 球)	同 上	472.99
レ タ ス (結 球)	3月1日から3月31日まで	220.60
レ タ ス (非 結 球)	同 上	385.57

(注) ばれいしょについては、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年6月2日法律第109号)の対象となるでん粉原料用のものを除く。

(別紙様式)

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

独立行政法人農畜産業振興機構
(代表者名) 印

契約野菜収入確保モデル事業実施検証報告書の提出について
(年 月 ~ 年 月 分)

契約野菜収入確保モデル事業実施要領（平成23年3月31日付け22生産第10948号農林水産省生産局長通知）第12の1に基づき、事業実施検証報告書を別添のとおり提出する。

(別添)

第2の1のタイプごとに事業実施主体に係る下記の事項について検証した結果を報告するものとする。

- 1 事業実施主体の概要
- 2 対象契約ごとの内容
- 3 モデル事業に関する効果測定
- 4 モデル事業に関する課題
- 5 その他